

調達管理番号・案件名

24a00711_インド国ベンガルール・メトロ建設事業(フェーズ3)準備調査【有償勘定技術支援】(QCBS-ランプサム型)

質問と回答は以下のとおりです。

2024年12月6日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	0	全体	<p>案件スケジュールについてご確認させてください。 2季(雨季・乾季)調査の実施が記載されており、ベンガルールの雨季は5月～10月であるため、最遅で乾季調査が実施可能な時期は2025年11月となります。 2025年11月に乾季調査を実施する場合、その後の残作業を「契約履行期間(予定)」までに完了させることが困難であることが懸念されます。以下に、具体的なスケジュール案を記載いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2025年11月:乾季調査 ・2025年12月上旬:ステークホルダー会議 ・2026年12月下旬:環境社会DF/R ・2026年02月下旬:DF/Rワーキンググループ ・2026年03月上旬:全体会合(助言確定) <p>つきましては、貴機構にて想定されているスケジュールをご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>現時点では以下のスケジュールを想定しています。 2025年4月:助言委員会全体会合(案件概要説明) 2025年4月:乾季調査 2025年5月:スコーピング 助言委員会 WG 2025年6月:雨期調査 2025年11月:DF/R 助言委員会 WG 2025年12月:全体会合(助言確定)</p> <p>乾季の調査については、基本的には、実施機関が別途実施する環境社会配慮に係る調査(2025年1月～4月)で適切なデータが取得されるよう、協力準備調査において実施機関と協議を行うことを想定しています。</p>
2	4	第1章 企画競争の手続き 5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更注1)	<p>質問書がメール送付だった際は、注)として「質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。」と記載がありました。しかし、Microsoft Formでの質問提出となつてからは、この文章が削除されているのですが、現在も質問提出期限内であれば、何回でも質問を受け付けていらっしゃるでしょうか。</p>	<p>期限内であれば、Formsから何回でも質問いただけますが、回答は回答期日までにまとめて掲載させていただいています。</p>
3	11	第2章 特記仕様書案 【2】特記仕様書(案) 第2条	<p>「別紙1のとおり」と記載がありますが、別紙が添付されておりません。共有をお願いします。</p>	<p>今回追加配布します。 資料は、南アジア部南アジア第一課にて配付します。配付を希望される方は、4rts1@jica.go.jp宛に、12/11までに以下のとおりメールをお送りください。 ・タイトル:「配付依頼:追加配布資料(ベンガルール・メトロ建設事業(フェーズ3)準備調査)」 ・本文:以下の同意文を含めてください。 「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」</p>
4	12	第2章 特記仕様書案 【2】特記仕様書(案) 第3条(2)②配布資料	<p>配布資料は、契約締結後に配付するということでしょうか。</p>	<p>ご理解の通り、契約締結後に配布します。</p>
5	14	第2章 特記仕様書案 【2】特記仕様書(案) 第3条(5)	<p>EIA報告書とSIA報告書が2025年前半に共有されるという記述がございますが、共有時期が遅れた際には、工期延伸の要因となるという認識でお間違いはないでしょうか？</p>	<p>EIA報告書とSIA報告書の共有が遅れる場合は、まずはできる限り、遅れを取り戻すための方法についても検討しますが、検討の結果、履行期間の延長を相談させていただく可能性もございます。</p>

6	14	第2章 特記仕様書案 【2】特記仕様書(案) 第3条	DPR、EIA報告書、SIA報告書の状況について確認させてください。 本件公示時点(11/27)では配布されたDPRは州政府が承認したものと理解してよろしいでしょうか。(更なる更新版は無いこと)また、「EIA 報告書及びSIA 報告書を作成中であり、2025 年前半を目標に発注者へ共有される見込みである。」との記述がございます。業務開始までに具体的な時期を確定することは可能でしょうか。	DPRはインド政府内で承認されていますが、EIA報告書、SIA報告書は現在実施機関が作成しております。 なお、EIA報告書及びSIA報告書については、実施機関からの最新の情報では、2025年4月～5月に実施機関より共有される予定です。
7	15	第2章 特記仕様書案 【2】特記仕様書(案) 第3条(6)	「別紙2のとおり。」とございますが、別紙2が無いため、ご共有頂けますでしょうか。	別紙2の配布はなしとします。
8	18	第2章 特記仕様書案 【2】特記仕様書(案) 第3条(12)	「本調査ではJSSSとCCHSEを比較分析し、JSSSを満たすようにCCHSEを更新する、またはJSSSと本事業の特性を踏まえてCCHSEを補完する安全特記仕様書の作成が求められる。その際、後者の資料についてはインドの他メトロ事業において整理したものを発注者から提供することが可能であり、そこから更なる変更が必要かレビューし、必要に応じて修正することとする。」とありますが、今も貴機構との間で安全仕様書に関する協議が進んでいるデリーメトロ事業を含め、JSSSと現地安全仕様書が統合され、運用されている事例はインドに存在しないと認識しております。またムンバイメトロ公社がCCHSEを用いていない様に、必ずしもCCHSEが同国メトロ事業のデファクト仕様書として使われていない中、本来GCのスコップとも言える契約図書の一部としての安全仕様書の作成は、現地機関との協議に極めて多くの時間を費やします。 本調査におけるスコップは、第4条業務の内容(20)の第一項に記載のある、「本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理」するまでで宜しいでしょうか。	現時点では、特記仕様書に記載の通り進めることを想定していますが、調査開始後、実施機関との議論等の末、方針の変更が必要になる場合は、本調査の受注者と相談させていただきます。
9	22	第2章 特記仕様書案 【2】特記仕様書(案) 第3条(18)	「3-1号線単体、3-2号線単体、3-1・3-2号線一体、既存全路線と3-1・3-2号線一体の場合のそれぞれの事業効果」とありますが、①3-1号線単体、②3-2号線単体、③3-1・3-2号線一体、の3ケースについては、既存全路線が存在しないと仮定するという事でしょうか。あるいは①と②では既存全路線は存在するが、③については既存全路線が存在せず、3-1・3-2号線一体のみ、という事でしょうか。	本事業で整備することを計画している、3-1、3-2号線の開業時に整備がされていることが想定されている既存全路線の存在は所与として、①、②、③のそれぞれの場合における事業効果の確認を行うことを想定しております。
10	23	第2章 特記仕様書案 【2】特記仕様書(案) 第3条(20) (a)	「本調査を通じて駅前開発計画を策定し」とありますが、対象駅、検討駅に関する想定はありますか。	現時点で具体的な想定はありませんが、各駅の特性に応じて必要な規模で駅前開発の計画を策定することを想定しています。

11	24	第2章 特記仕様書案 【2】特記仕様書(案) 第3条(21)	「EIRR及びFIRRの算出に当たっては、3-1号線単体、3-2号線単体、3-1・3-2号線一体、既存全路線と3-1・3-2号線一体の場合のそれぞれの数値を算出する。」とありますが、①3-1号線単体、②3-2号線単体、③3-1・3-2号線一体、の3ケースについては、既存全路線が存在しないと仮定するという事でしょうか。あるいは①と②では既存全路線は存在するが、③については既存全路線が存在せず、3-1・3-2号線一体のみ、という事でしょうか。	本事業で整備することを計画している、3-1、3-2号線の開業時に整備がされていることが想定されている既存全路線の存在は所与として、①、②、③のそれぞれの場合における事業効果の確認を行うことを想定しております。
12	26	第2章 特記仕様書案 【2】特記仕様書(案) 第3条(26)	本項目の最後に「運用効果指標」について、補足2があるが、フッターに補足の記載がありません。記載漏れでしょうか。	こちらの補足はございませんので、注釈とフッターは削除扱いとさせていただきます。
13	26	第2章 特記仕様書案 【2】特記仕様書(案) 第3条(26)	本項目の最後に「運用効果指標」について、補足2があるが、フッターに補足の記載がありません。記載漏れでしょうか。	こちらの補足はございませんので、注釈とフッターは削除扱いとさせていただきます。
14	49	第2章 特記仕様書案 【2】特記仕様書(案) 第4条(24)	「また、本評価に当たっては、以下の路線ごとに評価を行うこと。 ・3-1号線単体 ・3-2号線単体 ・3-1・3-2号線一体 ・既存全路線と3-1・3-2号線一体の場合」 とありますが、①3-1号線単体、②3-2号線単体、③3-1・3-2号線一体、の3ケースについては、既存全路線が存在しないと仮定するという事でしょうか。あるいは①と②では既存全路線は存在するが、③については既存全路線が存在せず、3-1・3-2号線一体のみ、という事でしょうか。	本事業で整備することを計画している、3-1、3-2号線の開業時に整備がされていることが想定されている既存全路線の存在は所与として、①、②、③のそれぞれの場合における事業効果の確認を行うことを想定しております。
15	52	第2章 特記仕様書案 【2】特記仕様書(案) 第4条(26)	インドにおける最近の同様のメトロ準備調査ではブルーエンジニアリングは適用されておりません。本調査でも詳細設計のような積算は行わず、最近のインドのメトロ案件の単価を路線延長や駅数を考慮して簡易積算を行うものですが説明書には詳細設計を想定した記載内容になっております。ブルーエンジニアリングの適用可否について確認させてください。仮に適用するという事であれば記載内容の修正が必要かと思います。	ブルーエンジニアリングについては、本案件では実施しないことと致します。

16	58	第2章 特記仕様書案 【2】特記仕様書(案) 第5条 表「本業務で作成・提出する報告書等及び数量」	「案件概要説明資料(環境社会配慮全体会合での使用を想定)」の提出時期は「契約開始直後(2025年2月中下旬)」と設定されていますが、想定されている説明資料の内容レベルについてご教示いただけますでしょうか。 代替案の検討が必要と認識しておりますが、資料準備期間の観点から懸念がございます。	説明資料の内容は、第5条成果品に記載の通りです。 代替案については、実施機関と協議を行い、実施機関が別途実施する環境社会配慮に係る調査内容を確認しつつ、検討することを想定しています。
17	65	配付資料 ①DPR for Bengaluru Metro Phase3 ファイル名:「①_6_DPR_for_Bengaluru_Metro_Phase3.pdf」	PDFファイルが壊れており、一部の本文と図表が確認不可の状態であるため、改善されたPDFファイルをご共有頂けないでしょうか。	今回追加配布します。 資料は、南アジア部南アジア第一課にて配付します。配付を希望される方は、4rts1@jica.go.jp宛に、12/11までに以下のとおりメールをお送りください。 ・タイトル:「配付依頼:追加配布資料(ベンガルール・メトロ建設事業(フェーズ3)準備調査)」 ・本文:以下の同意文を含めてください。 「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」
18	65	配付資料 ①DPR for Bengaluru Metro Phase3	配布されたDPRは確定された最終版でしょうか？実施機関では改訂作業が進行中などの情報がございましたらご教示願います。	DPRはインド政府内で承認されています。

以上